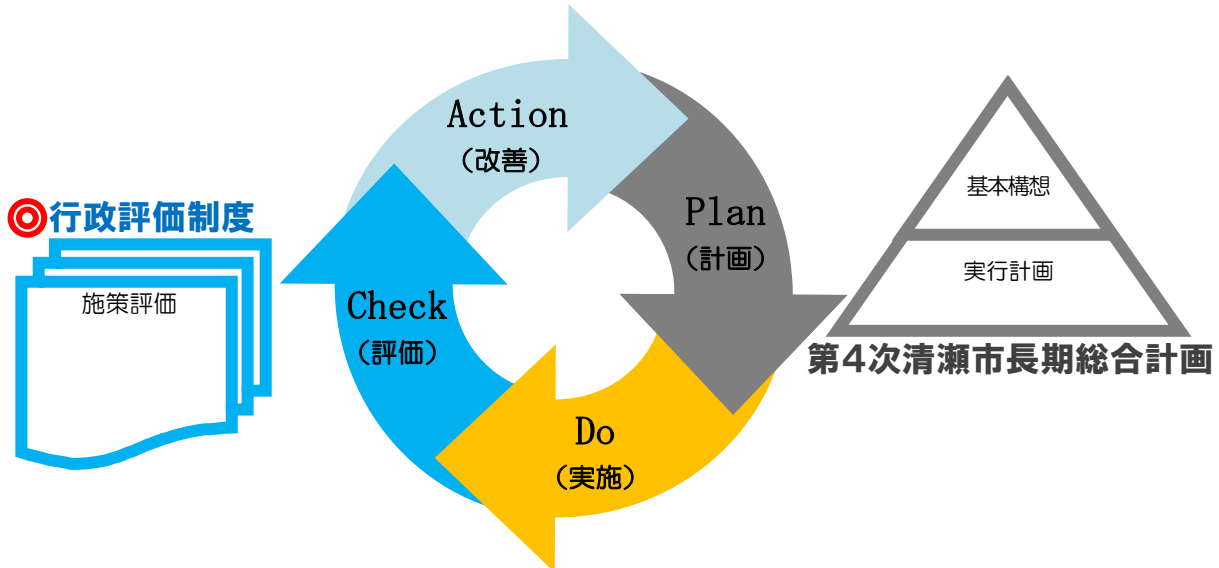


## 平成28年度 清瀬市行政評価について

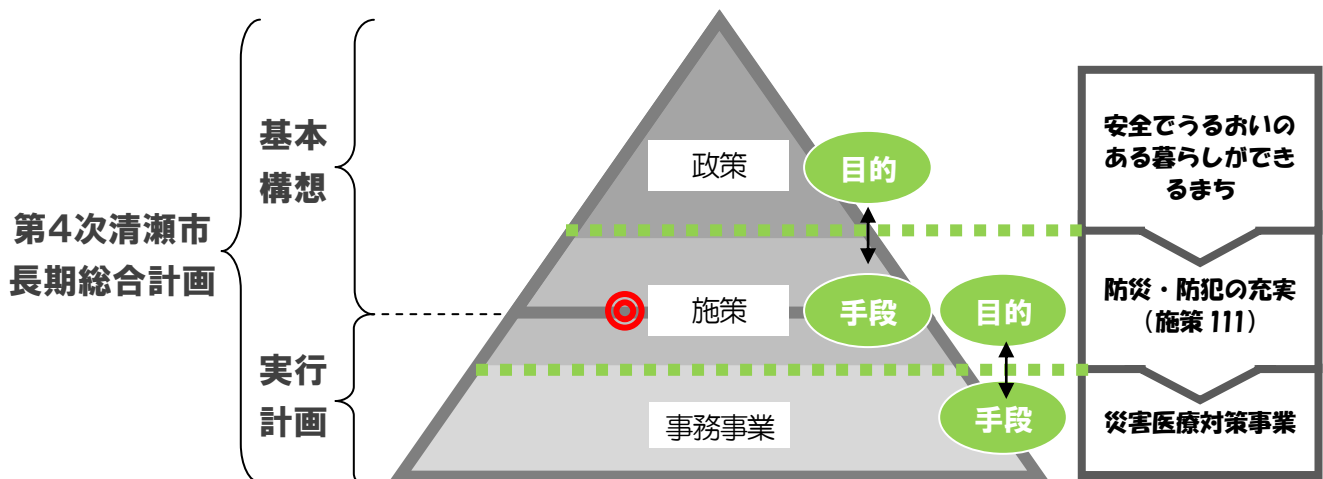
清瀬市では、平成17年度より、市の取り組みに対して評価し、その結果を次年度の予算編成に反映させる行政評価を実施しています。

平成28年度は、「第4次清瀬市長期総合計画(平成28年度～平成37年度)」に基づく計画的なまちづくりを推進するため、「計画」、「評価」、「予算」をつなげる「行政評価制度」の運用に取り組んでいきます。



### 1 行政評価制度とは

- 「目的」達成のために、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ等)の最適な配分を図る経営マネジメント手法です。
- 「目的」とは、「第4次清瀬市長期総合計画(平成28年度～平成37年度)」で掲げる
  - ①「政策(まちづくりの基本理念、将来像、まちづくりの基本目標)」や
  - ②「施策(方策)」をさします。
- 「目的」に対する「手段」として、
  - ①「政策」の手段は「施策」
  - ②「施策」の手段は「事務事業(予算事業)」という関係性を持っています。
- 「施策」を単位として評価した場合、その評価結果は、手段である「事務事業」の方向性を判断する材料となります。



## 2 清瀬市の行政評価

- 清瀬市では、平成28年度より「施策評価」を取り入れ、行政評価を実施します。
- 「施策評価」により、「第4次清瀬市長期総合計画(平成28年度～平成37年度)」で掲げる39施策を進行管理します。
- 39の「施策評価」結果は、平成29年度の「予算編成」に活用します。

## 3 清瀬市の行政評価プロセス

